



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月19日金曜日 第1519号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（中島町）.....1267
 字の区域の変更（ " ）.....1267
 愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....1267
 指定居宅支援事業者の指定（3件）.....1268
 町営土地改良事業の施行の同意.....1268
 村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1268
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1268
 保安林指定の解除.....1269
 河川整備計画の策定.....1269
 公有水面埋立免許.....1269
 道路の区域決定（県道岩城弓削線）.....1270
 道路の区域変更（県道蕪崎土居線）.....1270
 道路の供用開始（ " ）.....1270
 道路の区域変更（県道鈍川伊予大井停車場線）.....1270
 道路の供用開始（ " ）.....1270
 道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....1271
 開発行為に関する工事の完了.....1271
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....1271
 落札者等の告示.....1271

公 告

愛媛県立医療技術大学入学試験の実施について.....1272

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の取消し.....1274

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....1274

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第2303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字畑里甲226の1、甲226の3、甲260の2、甲267、甲269、甲271の1、甲272の1、甲273の1、甲275の1、甲275の3、甲276の1、甲276の3、甲277の1、甲278の1、甲317の1、甲318の1、甲319の1から甲319の4まで、甲324、甲	2,031.18

467の1、甲468の1、甲469の1、甲470の1、甲471の1、甲471の3から甲471の7まで、甲473の3、甲476の1、甲479、甲488、甲584、甲588、甲590、甲592から甲594まで、甲597、甲601、甲604、甲609、甲610の1、甲614の1、甲614の2、甲619、甲620、甲621の2、甲625、乙175の1及び乙175の6の地先	2,031.18
---	----------

○愛媛県告示第2304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字畑里	中島町大字畑里甲226の1、甲226の3、甲260の2、甲267、甲269、甲271の1、甲272の1、甲273の1、甲275の1、甲275の3、甲276の1、甲276の3、甲277の1、甲278の1、甲317の1、甲318の1、甲319の1から甲319の4まで、甲324、甲467の1、甲468の1、甲469の1、甲470の1、甲471の1、甲471の3から甲471の7まで、甲473の3、甲476の1、甲479、甲488、甲584、甲588、甲590、甲592から甲594まで、甲597、甲601、甲604、甲609、甲610の1、甲614の1、甲614の2、甲619、甲620、甲621の2、甲625、乙175の1及び乙175の6の地先公有水面埋立地	2,031.18

○愛媛県告示第2305号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表愛媛県立保育専門学校入学試験の項の次に次のように加える。

愛媛県立医療技術大学一般入学試験	科目別得点及び総合得点並びに順位	合格発表の日から1月間	愛媛県立医療技術大学開設準備室（愛媛県立医療技術短期大学内）
------------------	------------------	-------------	--------------------------------

○愛媛県告示第2306号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300103112	有限会社東豫タクシ	東予市三津屋187番 地6	山内孝幸	児童居宅介護	東豫介護サービス	東予市三津屋187番 地6	平成15年 12月1日
38000300104136	新居浜市	新居浜市一宮町一丁 目5番1号	佐々木 龍	児童短期入所	くすのき園知的障害 児短期入所事業所	新居浜市秋生1834番 地1	平成15年 12月1日

○愛媛県告示第2307号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100117114	有限会社東豫タクシ	東予市三津屋187番 地6	山内孝幸	身体障害者居 宅介護	東豫介護サービス	東予市三津屋187番 地6	平成15年 12月1日

○愛媛県告示第2308号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200137111	有限会社東豫タクシ	東予市三津屋187番 地6	山内孝幸	知的障害者居 宅介護	東豫介護サービス	東予市三津屋187番 地6	平成15年 12月1日

○愛媛県告示第2309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、川内町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・則之内地区）の施行に平成15年11月20日同意した。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2310号

日吉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下鍵山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下鍵山地区）計画書の写し
- (2) 日吉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する

る条例の写し

2 縦覧期間

平成15年12月22日から平成16年1月27日まで

3 縦覧場所

日吉村役場

○愛媛県告示第2311号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・繁近地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・繁近地区）計画書の写し
- (2) 津島町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年12月22日から平成16年1月27日まで

3 縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第2312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東予市上市乙113の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第2313号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、出海川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2314号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年12月19日

波止浜港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 市長 繁信順一

今治市東門町六丁目2番12号

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県今治市小浦町一丁目408番11から同市波止浜赤崎1番1までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から6点を順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D.L.+4.47メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「小浦」三等三角点、愛媛県今治市大字大浜字大谷戊110番地）は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

1点は、基点から真北223度33分59秒748.45メー

ルの地点

2点は、1点から真北44度21分38秒127.22メートルの地点

3点は、2点から真北290度31分03秒0.49メートルの地点

4点は、3点から真北20度31分03秒3.80メートルの地点

5点は、4点から真北110度31分03秒1.35メートルの地点

6点は、5点から真北20度31分03秒48.04メートルの地点

ウ 面積

8,667.80平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県今治市小浦町一丁目408番11、408番8、343番3、343番1、343番2、344番1、344番2、同市高部字旭方乙1番17、乙1番39、乙1番22及び同市波止浜赤崎1番1の地内並びに同地先公有水面

イ 区域

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線及びB点とA点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「小浦」三等三角点、愛媛県今治市大字大浜字大谷戊110番地）は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

A点は、基点から真北223度47分11秒763.32メートルの地点

B点は、A点から真北4度40分49秒74.97メートルの地点

C点は、B点から真北44度21分38秒29.82メートルの地点

D点は、C点から真北20度31分03秒120.92メートルの地点

E点は、D点から真北87度52分35秒58.03メートルの地点

F点は、E点から真北177度52分35秒55.63メートルの地点

G点は、F点から真北85度00分20秒51.34メートルの地点

H点は、G点から真北174度46分56秒38.20メートルの地点

I点は、H点から真北227度44分34秒47.12メートルの地点

J点は、I点から真北202度15分30秒82.71メートルの地点

K点は、J点から真北227度03分02秒34.93メートルの地点

ウ 面積

24,676.98平方メートル

- 3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

- 4 埋立免許年月日

平成15年12月12日

○愛媛県告示第2315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡生名村73番地先から 同村63番地先まで	メートル 6.0～18.0	キロメートル 0.130	

○愛媛県告示第2316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蕪崎土居線	宇摩郡土居町大字中村639番1から 同大字1107番12まで	旧	メートル 4.2～20.0	キロメートル 0.782	
			新	13.6～30.0	0.762	

○愛媛県告示第2317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蕪崎土居線	宇摩郡土居町大字中村916番3から 同大字1003番5まで	平成15年12月19日

○愛媛県告示第2318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	越智郡大西町大字山之内甲219番6から 同大字甲212番3まで	旧	メートル 9.4～31.6	キロメートル 0.141	
			新	22.4～45.8	0.100	

○愛媛県告示第2319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鈍川伊予大井停車場線	越智郡大西町大字山之内甲219番6から 同大字甲212番3まで	平成15年12月19日

○愛媛県告示第2320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	後柿之浦線	北宇和郡津島町大字須下字反田146番11から 同字146番2地先まで	平成15年12月19日

○愛媛県告示第2321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局建（開）第23号 平成15年12月8日	西条市中野字鷲ヶ内甲701番6	西条市神拝甲198番地 明比徹
15西局丹土（開）第16号 平成15年12月5日	東予市周布1779番1、1779番9、1779番10並びに周桑郡丹原町大字願連寺515番3、520番4並びに同郡同町大字池田1603番5	周桑郡丹原町大字池田1701番地の1 周桑農業協同組合 代表理事組合長 越智哲雄
15松局伊土検（開）第35号 平成15年12月5日	伊予郡松前町大字北黒田字唐崎273番1、273番2、302番1、302番2、302番10、304番及び304番地先農道	伊予郡松前町大字北黒田304番地 宗通寺 代表役員 村上祐教
15西局建（開）第24号 平成15年12月9日	西条市朔日市字徳助内新田783番2、784番1及び785番の1	西条市安知生198番地2 株式会社 徳増建工 代表取締役 徳増 稚養一
15今局建（開）第7号 平成15年12月8日	越智郡朝倉村大字朝倉南甲28番1及び甲29番1	伊予市上三谷甲1188番地1 株式会社 ジーピーアール・ジャパン 代表取締役 中川 浩二

○愛媛県告示第2322号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成16年1月5日から施行する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

三の項(二)中「みずほ銀行」の下に「の本店、支店及び出張所」を加える。

○愛媛県告示第2323号

次のとおり落札者を決定した。
平成15年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
地図検索システムの借上げ 一式	愛媛県警察本部総務室会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成15年12月9日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号	2,189,103円 (月額)	一般競争入札	平成15年10月28日

公 告

○公 告

愛媛県立医療技術大学入学試験の実施について

平成16年度愛媛県立医療技術大学入学試験を次のとおり実施する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

区 分	期 日	場 所	修業年限	募 集 人 員	卒 業 後 の 資 格
看護学科	(1) 一般入学試験 平成16年 2月15日(日)	松山市文京町 4番地2 松山大学	4年	60人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は18 人、社会人特別 選抜試験による 募集人員は2人 以内)	(1) 看護師国家試験の受験資格が得ら れる。 (2) 保健師国家試験の受験資格が得ら れる。 (3) 助産師国家試験の受験資格が得ら れる(選択者のみ)。
	(2) 推薦入学試験 平成16年 1月10日(土) 11日(日)	伊予郡砥部町 高尾田 543 番 地			
	(3) 社会人特別選抜試験 平成16年 1月10日(土)	愛媛県立医療 技術短期大学			
臨床検査学科	(1) 一般入学試験 平成16年 2月15日(日)	松山市文京町 4番地2 松山大学	同上	20人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は6 人)	臨床検査技師国家試験の受験資格が 得られる。
	(2) 推薦入学試験 平成16年 1月10日(土) 11日(日)	伊予郡砥部町 高尾田 543 番 地 愛媛県立医療 技術短期大学			

2 受験資格

(1) 一般入学試験

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は平成16年3月卒業見込みの者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成16年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者又は平成16年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 推薦入学試験

出願できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を平成16年3月卒業見込みであること。

イ 在学学校の長の推薦があること。

ウ 合格した場合は、入学することを確約できること。

(3) 社会人特別選抜試験

出願できる者は、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、エからカまでに掲げる要件を満たす者とする。

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

エ 平成16年4月1日現在23歳以上であり、社会人の経験を3年以上有すること。

オ 入学後は看護学を修め、卒業後は看護の分野に就業する意思を有していること。

カ 合格した場合は、入学することを確約できること。

3 試験科目

(1) 一般入学試験

学 科	教 科	科 目	備 考
看護学科	国 語	国 語 I	「古文」及び「漢文」を除く。
		国 語 II	
	数 学	数 学 I	「数学A」の「平面幾何」及び「計算とコンピュータ」を除く。
数 学 A			

	外 国 語	英 語 I 英 語 II	
	理 科	化 学 I B 生 物 I B	左の科目のうちから1科目選択すること。
臨床検査学科	国 語	国 語 I 国 語 II	「古文」及び「漢文」を除く。
	数 学	数 学 I 数 学 II 数 学 A 数 学 B	「数学A」の「平面幾何」及び「計算とコンピュータ」並びに「数学B」の「確率分布」及び「算法とコンピュータ」を除く。
	外 国 語	英 語 I 英 語 II	
	理 科	化 学 I B	

(2) 推薦入学試験

小論文及び面接

(3) 社会人特別選抜試験

小論文及び面接

4 入学願書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 一般入学試験

平成16年1月19日(月)から26日(月)まで(消印有効)

イ 推薦入学試験

平成15年12月22日(月)から26日(金)まで(必着)

ウ 社会人特別選抜試験

平成15年12月22日(月)から26日(金)まで(消印有効)

(2) 提出先

〒791 2101 伊予郡砥部町高尾田 543 番地

愛媛県立医療技術大学開設準備室(愛媛県立医療技術短期大学内)

5 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横5センチメートルの写真を3枚はること。)

イ 調査書(2受験資格⁽¹⁾ウ又は⁽³⁾ウに該当する者は、成績証明書。ただし、成績証明書の入手が困難な場合は、これに準ずる書類)

ウ 健康診断書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの。ただし、一般入学試験及び推薦入学試験を受ける者のうち、平成16年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び平成15年3月に卒業した者は、提出する必要がない。)

エ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒)

オ 入学選考料17,000円(愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。ただし、愛媛県収入証紙を購入できない者は、郵便為替を同封すること。)

カ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学学校の長の推薦書及び志望理由書(募集要項に添付の用紙を使用すること。)

キ 社会人特別選抜試験を受ける場合にあっては、志望理由書及び履歴書(募集要項に添付の用紙を使用すること。)

(2) 入学願書は、愛媛県立医療技術大学開設準備室へ請求すること(郵送を希望する場合は、240円分(社会人特別選抜試験は、390円分)の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

6 合格発表等

(1) 一般入学試験

平成16年3月1日(月)午後1時に愛媛県庁前及び愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成16年1月16日(金)午前10時に愛媛県庁前及び愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、在学学校の長を通じて、合否を本人あて通知する。

(3) 社会人特別選抜試験

平成16年1月16日(金)午前10時に愛媛県庁前及び愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

7 その他

詳細については、愛媛県立医療技術大学開設準備室へ問い合わせること(郵便により問い合わせる場合は、あて先を明記して、所要の郵便切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせること。)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第3項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成15年12月19日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	国立療養所南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

11月30日

愛媛県技術吏員 奥 田 聖 子

願により本職を免ずる